

【共通事項】

No	項目	質問	回答
1	適用時期	3月末に発出された各通知及び要綱改正で示されている新制度の適用時期である「新たに着工する事業」とは具体的にどの時点を指すか。	新設する施設の建築工事（土地造成等の土木工事を含む）への着工時期を指すものである。
2	その他	すでに施設整備に関する計画支援事業を受けて調査、測量等を実施していた場合で、施設規模算定通知に基づく施設規模の見直しにより改めて必要な調査、測量等を実施する場合、これに対して施設整備に関する計画支援事業を受けることは可能か。	可能である。
3	適用事業	施設規模算定基準やトン単価が適用されるのは焼却施設の新設事業のみで改良事業には適用されないと考えてよいか。	焼却施設の新設事業にのみ適用されるものである。

【循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）関連】

No	項目	質問	回答
1	計画1人1日平均排出量	「（※2）令和10年度以降に新たに着工する事業は計画1人1日平均排出量について、一定の考え方に基づき上限値を設定するが、生活系ごみ処理有料化を実施済又実施予定の場合は、この限りではない。」とあるが、複数の市町村から構成される組合等の場合には、構成する全ての市町村が生活系ごみ処理有料化を実施済又実施予定であることが必要か。	構成する全ての市町村が生活系ごみ処理有料化を実施済又実施予定であることが必要である。
2	計画1人1日平均排出量	「（※2）令和10年度以降に新たに着工する事業は計画1人1日平均排出量について、一定の考え方に基づき上限値を設定するが、生活系ごみ処理有料化を実施済又実施予定の場合は、この限りではない。」とあるが、実施予定としていたものの、何らかの事情で有料化が実現できなかった場合、上限値を適用して算出した規模を超えた交付金は返還となるか。	ご認識のとおり返還となる。 実施予定としているものの、実施が困難となった場合には速やかに報告をお願いしたい。
3	計画1人1日平均排出量	「（※2）令和10年度以降に新たに着工する事業は計画1人1日平均排出量について、一定の考え方に基づき上限値を設定するが、生活系ごみ処理有料化を実施済又実施予定の場合は、この限りではない。」とあるが、一定の考え方に基づく上限値とは具体的にどのように数値が設定されるのか。	令和6年6月頃に予定されている循環基本計画策定の議論を踏まえ設定する予定。設定に係る考え方は今後お示しする予定である。
4	計画1人1日平均排出量	施設規模を算定する際に必要となる1人1日平均排出量は、昼夜間人口が大幅に違う場合など、地域性を考慮することが可能か。	現状の実績をベースに目標値を定めることになるので、昼夜間人口などの影響も既に織り込まれている数字を元に目標値を設定するという趣旨である。
5	年間停止日数の設定方法	年間停止日数の75日は、供用年数（老朽化の状況）や施設規模や設備の違い、2024年からの建設業における残業規制なども考慮して設定しているものか。	複数の自治体やメーカーに対してヒアリングを行い設定したものである。
6	独自算定の可否	独自の算定方法を用いることは可能か。	通知に基づき算出される施設規模以下となることが明らかな場合に限り、本通知によらず施設規模を算出することができるものとする。
7	調整稼働率	施設規模算定に調整稼働率は含まれなくなったのか。	これまでの年間停止日数と調整稼働率による停止日数相当も含めた年間停止日数として、新たに75日の年間停止日数を定めている。

【一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）関連】

No	項目	質問	回答
1	設定の考え方	上限値を過去実績の75パーセンタイルとした根拠は何か。 大規模施設が多い都市部や小規模施設が多い離島部などの地域性への配慮はあるのか。	今後の更新需要の逼迫への対応として国の厳しい財政事情を勘案し統計学的な数値として75パーセンタイルを設定している。 また、令和6年3月に発出した通知に示しているとおり標本数が少ない大規模施設（600t/日以上）や島嶼部や過疎地域などの小規模施設（30t/日未満）へ配慮した設定を行っている。
2	適用対象	計画支援事業や解体費用も含めた新設事業に係る一連の事業全体に適用されるのか。	適用されるのは、焼却施設の新設事業のみで、関連する計画支援事業や解体事業は適用範囲に含まれない。

【中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）関連】

No	項目	質問	回答
1	策定義務	長期広域化・集約化計画は、全ての都道府県で令和9年度までに必ず策定する必要があるのか。策定は義務か。	令和6年3月に発出した通知において令和9年度末を目途に長期広域化・集約化計画の策定を行うことを求めている。 また、長期広域化・集約化計画は廃棄物処理法第5条の5において基本方針に即して都道府県が策定することとされている廃棄物処理計画の一部に該当するものである。
2	既存計画の位置付け	長期広域化・集約化計画を策定した際に、既存の広域化・集約化計画はどのような位置付けとなるのか。	長期広域化・集約化計画の策定に伴い、原則として既存計画は廃止又は統合されることを想定するが、都道府県において既存計画を長期広域化・集約化計画を補完するための中期計画等の位置付けとして継続して活用することを妨げるものではない。
3	既存計画の位置付け	既存の広域化・集約化計画が長期的な計画として策定されている場合に、既存計画を通知に基づく長期広域化・集約化計画に代えることは可能か。	既存計画が通知で定める計画期間及び計画に記載する内容が網羅されている場合に限り、既存計画を長期広域化・集約化計画に代えることができるものとする。
4	整備方針	一般廃棄物処理施設整備の方向性として、300t/日や600t/日以上という施設の大規模化というのが必須になるのか。	地域性などを考慮し広域化・集約化が困難である地域があることも認識しており、安定的かつ持続可能な廃棄物処理体制を確保することが前提であり、全ての施設において大規模化を求めるという趣旨ではない。

【循環型社会形成推進交付金交付要綱等（R6.3.29改正）関連【要綱第5の第2項】】

No	項目	質問	回答
1	適用条件	交付率の嵩上げが適用される「計画処理区域内の対象施設を2施設以上廃止するとともに計画処理区域の構成市町村数が2市町村以上増加する場合」又は「計画処理区域内の廃止施設数と構成市町村の増加数が合計で4以上となる場合」とは具体的にどのように考えればよいのか。	別紙を参照されたい。
2	対象施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の全ての施設が対象となるのか。	施設の広域化・集約化によって中長期的な財政需要の抑制・平準化への効果を期待できないストックヤードは対象外とする。
3	適用可否	今後策定される長期広域化・集約化計画に沿って整備を行う場合に、すでに地域計画が承認されている事業であっても嵩上げ措置の適用を受けることができるのか。	すでに承認済の地域計画に掲げられた事業であっても嵩上げ要件を全て満たしていれば適用される。

【循環型社会形成推進交付金交付要綱等（R6.3.29改正）関連【要綱別表1の第18項】】

No	項目	質問	回答
1	対象経費	長期広域化・集約化計画策定支援事業で対象となる経費は何か。	長期広域化・集約化計画の策定のために必要な調査、協議会の設置・運営等に要する費用であり、原則として県が請負や委託等による外注した経費を対象とする。 ＜対象として想定される主な経費＞ ・市町村の意向調査 ・広域化・集約化によるメリット・デメリットの調査、分析（コスト分析などを含む） ・計画素案の作成 ・協議会開催業務（会議運営委託、会場借料等含め一括発注であれば全て対象） ・県自ら会議を開催する場合の会場借料、委員等への諸謝金等

- 令和6年3月29日付け環循適発第 24032920 号で改正した循環型社会形成推進交付金等の交付要綱第5の第2項に規定する「計画処理区域内の対象施設を2施設以上廃止するとともに計画処理区域の構成市町村数が2市町村以上増加する場合又は計画処理区域内の廃止施設数と構成市町村の増加数が合計で4以上となる場合」について次頁以降で例示を示す。
- なお、あくまで例示であることから、個別事案において判断が難しい場合には予め都道府県を通じて環境省へ確認すること。

【基本的な考え方】

●廃止施設数の考え方

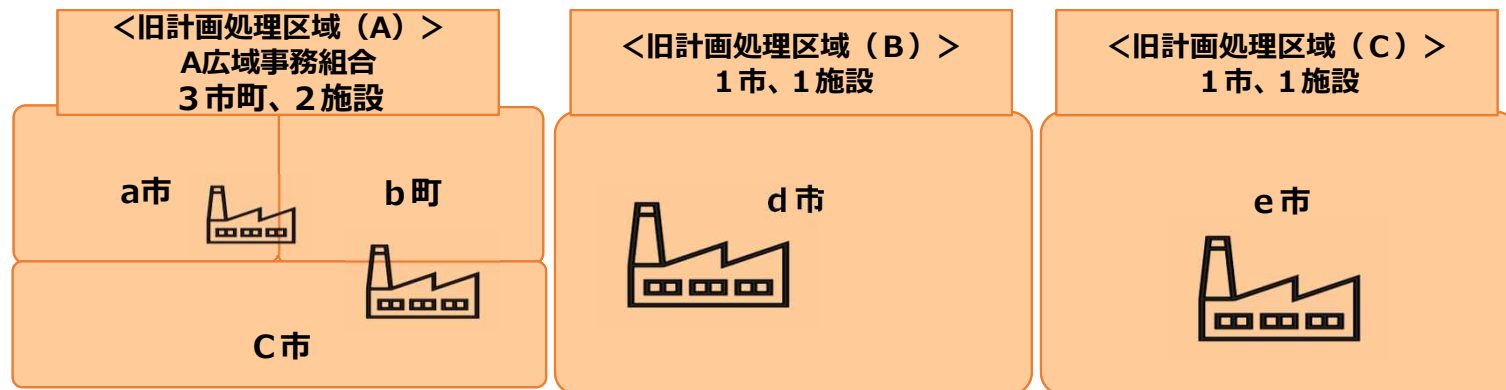
- 複数施設を廃止した上で、新設施設を整備する場合には廃止施設数から新設する施設数を差引いた施設の数に廃止施設数とカウントする。
- 事項でも例示するが、例えば「3」施設を廃止して「1」施設を新設する場合には $3 - 1 = 2$ 施設の廃止とカウントすること。

●構成市町村数の考え方

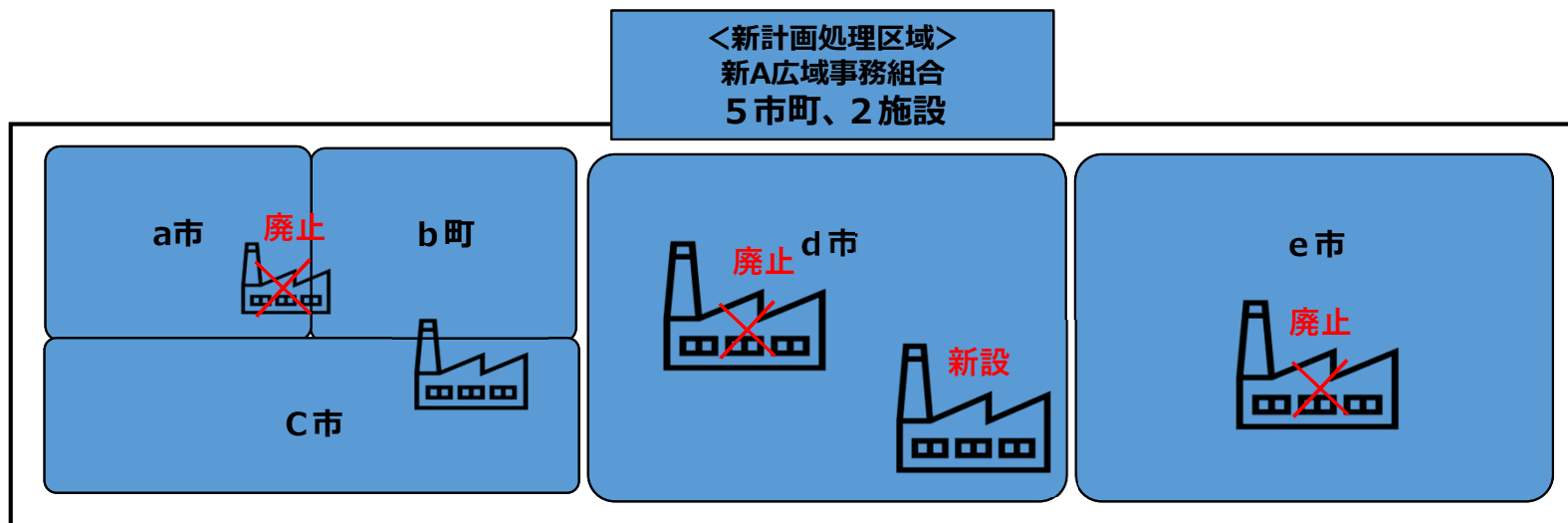
- 旧処理体制において最も構成市町村数が多い計画処理区域に比して新処理体制における計画処理区域の構成市町村数の増加数とする。

「計画処理区域内の対象施設を2施設以上廃止」
するとともに
「計画処理区域の構成市町村数が2市町村以上増加」する場合

(旧処理体制)

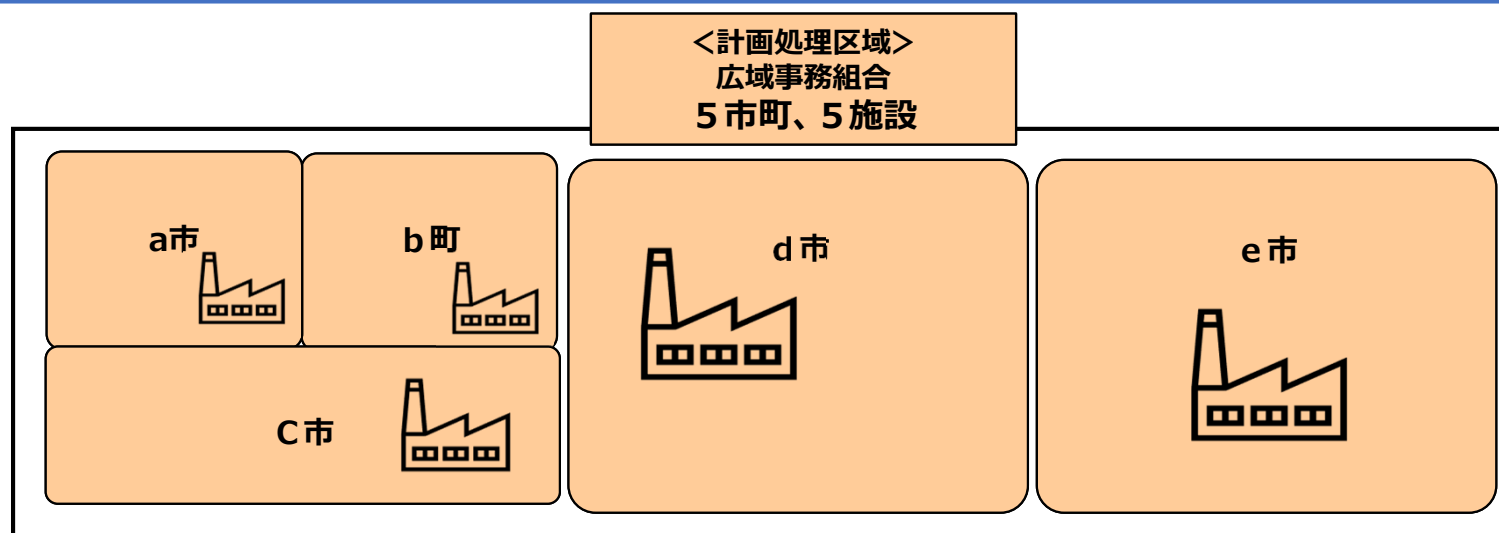


(新処理体制)

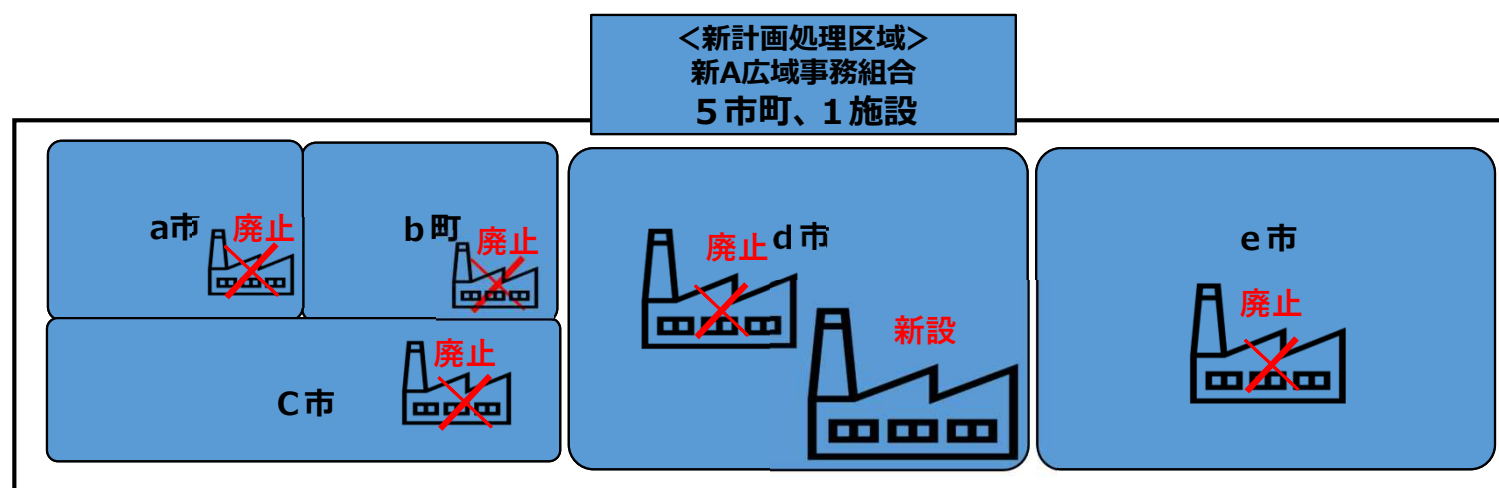


計画処理区域内の廃止施設数と構成市町村の増加数が合計で4以上となる場合
(4施設廃止で構成市町村数の増加なし)

(旧処理体制)

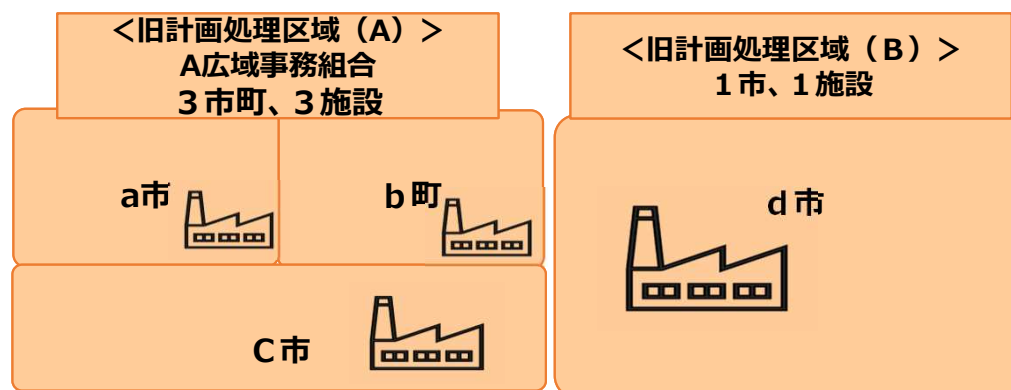


(新処理体制)

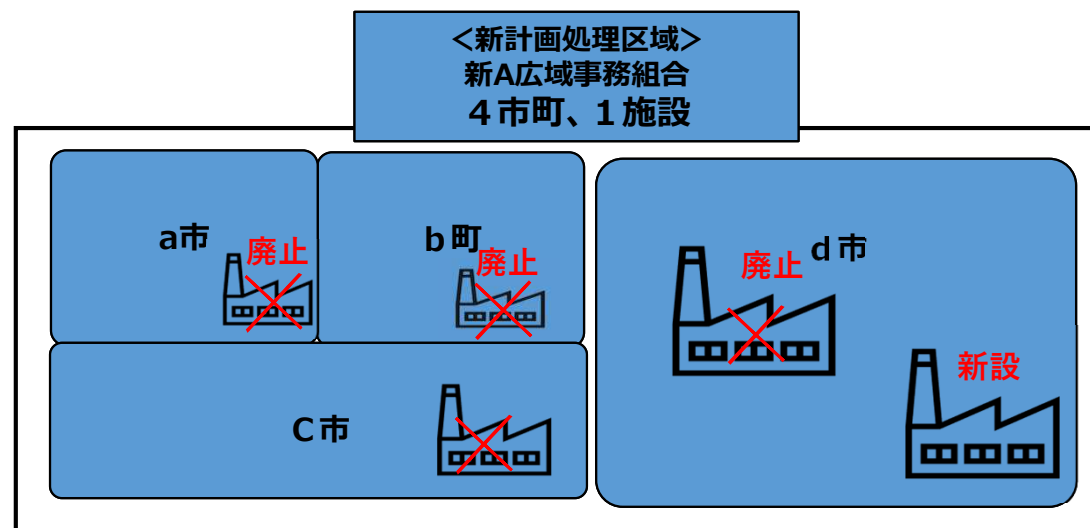


計画処理区域内の廃止施設数と構成市町村の増加数が合計で4以上となる場合
(3施設廃止で構成市町村数が1増加)

(旧処理体制)

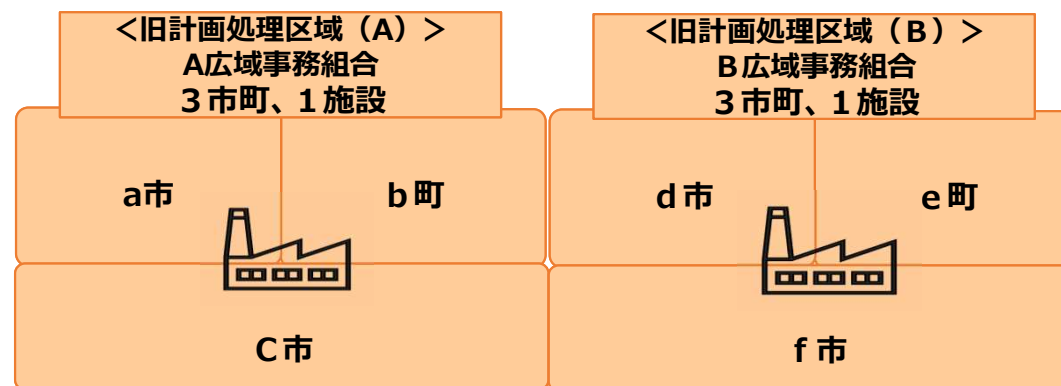


(新処理体制)



計画処理区域内の廃止施設数と構成市町村の増加数が合計で4以上となる場合
(1施設廃止で構成市町村数が3増加)

(旧処理体制)



(新処理体制)

